

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日那珂川水道企業団庁舎における公正かつ適正な職務の執行を確保するとともに、犯罪防止及び職員への不当要求行為等の排除を図ることを目的として設置する防犯カメラ及び通話録音装置の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 庁舎内外の様子を撮影するために設置する撮影装置で、録画(音声を含む。以下同じ。)機能を備えるものをいう。
- (2) 通話録音装置 電話機の通話中に自動又は手動で通話内容を録音し、記録する装置をいう。
- (3) 録画記録 防犯カメラにより撮影され、又は録画された記録をいう。
- (4) 通話記録 通話録音装置により録音され、通話録音装置内に保存された音声等をいう。
- (5) 記録媒体 設置する機器の録画記録及び通話記録された電磁的記録媒体等をいう。
- (6) 庁舎 春日那珂川水道企業団庁舎の管理に関する規程(昭和52年規程第7号。以下「規程」という。)第2条に規定する庁舎等をいう。

(設置及び公表)

第3条 防犯カメラ及び通話録音装置は、その設置目的を達成するため企業長が特に必要と認めた場所に設置する。

- 2 防犯カメラの設置台数は、目的達成のために必要最小限の台数とする。
- 3 防犯カメラ及び通話録音装置の設置をしたときはその旨及びその利用目的を春日那珂川水道企業団ホームページ等への掲載、その他適切な方法により公表するものとする。

(管理責任者等の設置)

第4条 防犯カメラ及び通話録音装置の管理は、規程第3条に規定する庁舎等の管理責任者が行う。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ及び通話録音装置の運用管理に当たり、必要があると認めるときは、防犯カメラ管理取扱者及び録音装置管理取扱者(以下「管理取扱者」という。)を置くことができる。
- 3 管理取扱者は、管理責任者が命じた者をもって充てる。

(事前告知)

第5条 防犯カメラを設置したときは、防犯カメラで撮影される範囲の見やすい場所に、撮影している旨を表示するものとする。

- 2 通話録音装置を使用して通話記録するときは、通話の相手方に対し、録音することを告知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 脅迫、恐喝など不当要求行為に該当するとき、刑事事件に発展するおそれがあるとき、その他トラブル等に発展することが認められるとき。
 - (2) 民事訴訟に発展するおそれがあるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要があるため、やむを得ないと認められるとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、告知しないことについて、やむを得ない事由があると認められるとき。

(記録媒体等)

第6条 録画記録及び通話記録は、点検、修理等やむを得ない場合を除き、原則として開庁時間中は、設置する機器の標準設定で記録するものとする。

- 2 職員は、必要性を十分に精査した上で、内容の正確性等を期するために防犯カメラ及び通話録音装置を使用することができる。
- 3 記録媒体は、第9条及び第10条の規定により記録媒体を提供する場合等、企業長が必要と認める場合に限り、許可された外部記録媒体に保存することができる。

(記録媒体等の保存及び消去)

第7条 記録媒体の保存期間は、記録媒体の記録容量に応じ対応するものとし、上書きされないよう定期的に保存用記録媒体に保存するものとする。ただし、管理責任者は、次の各号のいずれかに

該当する場合は、保存期間を延長することができる。

- (1) 法令等に基づく要請を受けたとき。
 - (2) 住民等の生命、身体又は財産を保護するため緊急、かつやむを得ないと認められるとき。
 - (3) 前2号に定める場合のほか、企業長が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により保存した記録については、施錠可能な収納庫等に保管しなければならない。
 - 3 保存期間を経過した記録媒体は、次の各号のいずれかの方法で、速やかに処理するものとする。
 - (1) 当該録画記録及び通話記録への最新情報の上書き
 - (2) 前条第3項の規定により外部記録媒体に保存した場合は、記録媒体からの録画記録及び通話記録を消去し、又は記録媒体を破壊しなければならない。
 - 4 保存された記録は、録画記録及び通話記録した状態で保存し、改変してはならない。
 - 5 保存された記録は、複製してはならない。ただし、不当要求行為があったと認める場合等、防犯カメラ及び通話録音装置の設置目的を達成するために、特に必要であると管理責任者が認めた場合及び開示請求があった場合に限り、許可された外部記録媒体に保存することができる。
 - 6 前項ただし書の規定により保存した記録については、施錠可能な収納庫等に保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 管理責任者及び管理取扱者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)を遵守し、防犯カメラ及び通話録音装置の設置及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者及び管理取扱者は、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じなければならない。
- 3 職員は、取り扱い上知り得た記録に係る情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の開示)

第9条 本人から、当該本人が識別され、又は識別され得る記録媒体の開示を求められた場合は、法及び春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第10号)の該当規定に基づき処理するものとする。

- 2 開示に際しては、春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年規則第3号。以下「規則」という。)に基づき複製する等、請求者が聴くことができる方法で開示する。

(録画記録及び通話記録等の外部提供)

第10条 録画記録及び通話記録された情報は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。ただし、管理責任者は、法第69条第2項の規定により、法令に基づき国又は地方公共団体が設置した捜査機関から犯罪捜査の目的による申請を受けたときは、規則に基づき通知し、記録媒体の情報を第三者に提供することができる。

- 2 管理責任者は、前項の規定により記録媒体の情報を提供したときは、規則に基づき記録し、保存しなければならない。
- 3 管理責任者は、第1項の規定により記録媒体の情報を提供するときは、最小限の範囲にとどめるとともに、情報を提供する相手方に対し、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。
 - (1) 記録媒体の情報を適正に管理すること。
 - (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供をしないこと。
 - (3) 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体の返却又は破棄を行うこと。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラ及び通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(庁舎等管理用カメラの設置及び運用に関する要綱の廃止)
- 2 庁舎等管理用カメラの設置及び運用に関する要綱(令和6年要綱第1号)は、廃止する。

